

教室名	内容	日程	場所	時間	対象	定員	受講料
児童体操	A班	7月21日(木)・28日(木)、8月4日(木)・5日(金)・8日(月)・11日(木)・18日(木)・25日(木)(全8回)	大体育室	午前10時～11時30分	小学生	各40人	各4千円
	B班			午後1時～2時30分			
トランポリン	A班	7月21日～8月25日 毎週月曜・木曜日(7月25日、8月15日・22日を除く全8回)	大体育室	午後1時10分～2時40分	小学生	各30人	各4千円
	B班			午後3時～4時30分			
夏期夜間エアロビクス	仕事帰りに、また一日の終わりに軽く汗をかいてリフレッシュしましょう。	7月20日～8月17日 毎週水曜日(全5回)	武道室	午後7時～8時	18歳以上	60人	2千円
夏期エアロビクス	動きに慣れ、よりシェイプアップを目指す方に適した教室です。軽快な音楽と軽やかなリズム、多彩な動きを取り入れ、エアロビクスの醍醐味を味わいましょう。	7月21日～8月18日 毎週木曜日(全5回)		午前10時～11時		60人	2千円

※いずれも保育なし。※児童体操A班とB班、トランポリンA班とB班の申し込みは1人につき、それぞれどちらか1教室とします。
 ※兄弟、姉妹で申し込みの場合は、1教室1通で申し込みください。※状況により変更または中止になる場合があります。

申込方法
 7～8月に開催するスポーツ教室の申し込みを次の通り受け付けます。
 ○市内在住の方 5月31日(火)までに往復はがきで申し込み(はがき1枚につき1人まで。当日消印有効。多数抽選。結果

スカイアリーナ座間
夏期(7～8月)スポーツ教室
 担当 スカイアリーナ座間
 ☎046(255)0077
 ☎046(255)1188

はがき記入例

往信面

2520011
 座間市 相武台1-47-1
 スカイアリーナ座間
 スポーツ事業班
 宛て

※記入しないでください。

返信面

※郵便番号を記入してください。

○○教室の受講を希望します。

①氏名(フリガナ)
 ②年齢(学年)
 ③住所
 ④電話番号

○○市
 ○丁目○番地
 ○様

※はがき到着の有無、当落確認の問い合わせはできません。また、記入不備の場合は申し込みを無効としますので、ご注意ください。

は6月上旬に発送をもって代えます。
 ※電話での申し込みは、6月8日(水)午前9時30分から受け付け。
 ○市外在住の方 6月1日(水)～10日(金)に往復はがきで申し込み(はがき1枚につき1人まで。当日消印有効。多数抽選。結果は6月中旬に発送をもって代えます)
 ※電話での申し込みは、6月16日(木)午前9時30分から受け付け。市外在住者枠はありません。市内在住者のみで定員に達した教室はキャンセル待ちになります。
 ※夏季エアロビクス教室は、電話または直接担当へお申し込みください(市内在住者は5月26日(木)午前9時30分から、市外在住者は6月2日(木)午前9時30分から受け付け)。

国民健康保険税の税制改定
 座間市国民健康保険条例の改正に伴い、令和4年度からの国民健康保険税を改定しました。皆さんが安心して国民健康保険を利用できるように改定するものです。ご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税率および税額の改定
 国民健康保険制度は、国民健康保険加入者が病気やけがをした時に安心して医療を受けられるよう保険税を負担し合い、お互いに支え合う制度です。市では、平成30年度に改定して以来保険税を据え置いてきましたが、財政の収入不足分を

国民健康保険制度は、国民健康保険加入者が病気やけがをした時に安心して医療を受けられるよう保険税を負担し合い、お互いに支え合う制度です。市では、平成30年度に改定して以来保険税を据え置いてきましたが、財政の収入不足分を

国保会計以外の市税を中心とした一般会計からの繰り入れにより賄う厳しい財政運営が続いています。また、被保険者の高齢化などによる医療費の増加などにより、保健事業に係る費用は増加が見込まれることから、さらなる一般会計からの赤字補填の抑制を図るため、保険税率および税額を改定しました。

今後、市町村ごとに定めている保険税は、神奈川県を示す標準保険料率の統一を目指すこととなります。そのため、令和4年度の保険料(税)率と改定前の保険

担当 国保年金課
 ☎046(252)7003
 ☎046(252)7043

後期高齢者医療制度に関する書類の送付先
 担当 医療課
 ☎046(252)7213
 ☎046(252)7043

後期高齢者医療制度に関する書類は、本人の住民登録地へ送付しています(被保険者証は、身分証明書にもなることから、転送不要の簡易書留)。
 入院などで郵便物が受け取れない場合や、親族が書類を管理する必要がある場合などは、送付先を住民登録地以外へ変更することができます。遠方の方は、郵送でも受け付けています。

詳しくは、担当へお問い合わせください。

◆対象書類
 後期高齢者医療被保険者証、保険料額決定通知書、納付書、督促状、高額医療費申請書など

◆持ち物
 顔写真付きの身分証明書(内容により、追加で資料提出が必要な場合があります)
 ※登録済みの送付先を変更・廃止する場合は、登

税との乖離を2分の1とする税率および税額としました。改定内容は表1の通りです。

未就学児の均等割軽減
 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国の基準の通り、子どもの均等割保険税を軽減します。

全世帯の未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)に係る均等割保険税について、その5割を公費により軽減します。法定軽減(7割、5割、2割)世帯については、法定軽減後の均等割額を5割軽減します。軽減後の額が課税限度額を超えている場合は、課税限度額が税額となります。

課税限度額の引き上げ
 国民健康保険税は、制度および事業の円滑な運営を確保する観点から、課税額に一定の最高限度額を地方税法等で定めています。令和4年度は、被保険者間の負担の均衡を調整するため、新型コロナウイルス感染症の影響により据え置いていた課税限度額を引き上げることとなりました。改定内容は表2の通りです。



表1

区分	医療分		後期高齢者支援分		介護分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額	5.90%	6.10%	2.10%	2.30%	1.70%	2.10%
均等割額	22,200円	24,400円	6,400円	8,400円	7,400円	10,100円
平等割額	19,800円	18,400円	7,000円	6,800円	6,200円	6,300円

表2

課税限度額	医療分		後期高齢者支援分		介護分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
	63万円	65万円	19万円	20万円	17万円	17万円(変更なし)

録時の届出人からの届け出が必要です。
 ※市外へ転出した場合は、転出先の市区町村で再度届け出が必要です。

